

事業者排出量削減報告書

(あて先) 京都府知事	
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名)
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地	京都市長 門川 大作
	電話 075 -

京都府地球温暖化対策条例第19条の規定により提出します。

特定事業者の主たる業種	地方自治体：京都市役所(交通局、上下水道局を除く)
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者(大規模エネルギー使用事業者(原油に換算して1,500キロリットル以上)) <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者(大規模運送事業者(トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上)) <input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者(その他の温室効果ガスの大規模排出事業者(二酸化炭素に換算して3,000トン以上))

計画期間 平成18年4月～平成20年3月

基本方針 本市は、平成17年2月16日に発効した京都議定書誕生の都市として、市民、事業者等の参加と協働により、環境共生型都市の実現に向け、環境をあらゆる政策の基本として取り組み、以下のことを目的として温室効果ガス削減を図る。
 ①市内有数の大規模事業者として、自らの事務及び事業に伴う温室効果ガス排出量の削減に努め、本市の目指す削減目標及び我が国に課せられた削減目標の達成につなげる。
 ②率先した取組を進め、公表することにより、市民、事業者の参加と協働による取組の推進を図る。
 ③事業者としての取組を推進することにより、本市職員の地球温暖化問題に対する関心を向上させ、全庁を挙げた地球温暖化対策の推進を図る。

推進体制 地球温暖化対策法に基づく実行計画として平成18年3月に策定した「京都市役所CO2削減アクションプラン」を効果的・効率的に推進するため、平成17年4月に設置した市長を本部長とした組織である「京都市地球温暖化対策推進本部」により総合的な地球温暖化対策を推進し、また、その下に設置した各局等の課長級で構成される「率先実行検討部会」により、同プランの着実な進行管理を図る。また、各局、区役所・支所等ごとに環境管理実行部門を設置し、これに局等実行責任者、局等事務局、職場実行責任者、職場実行副責任者を配置し、各所属における省エネルギー等の取組を推進する。

年度	設備、対象、工程等	措置内容
17～19	事務系部門	事務系部門では、電気、都市ガス、ガソリンなどのエネルギー使用量の削減を徹底し、温室効果ガス排出量を3%削減する。
17～19	事業系部門	・廃棄物処理事業では、ごみの減量・リサイクルを進めるとともに、施設における省エネルギーの徹底を図り、温室効果ガス排出量を17.6%削減する。 ・市場運営事業では、食品の安全・安心の確保を図りながら、市場における省エネルギーの徹底を図り、温室効果ガス排出量を0.6%削減する。
17～19	市民サービス系部門	市民サービス系部門では、サービスの向上等により温室効果ガス排出量の増加が見込まれるが、病院事業において、医療サービスの低下を招かない範囲でエネルギーの使用削減に努め、温室効果ガス排出量を0.8%削減する。また、教育関係(学校・園)事業では、学校冷暖房化などにより、温室効果ガス排出量が増加する見込みであるが、可能な限り温室効果ガス排出削減に努める。

排出区分	基準年度(実績) (16)年度 (二酸化炭素換算(t))		目標年度(計画) (19)年度 (二酸化炭素換算(t))		削減率 (計画) (%)	報告年度(実績) (19)年度 (二酸化炭素換算(t))		削減率 (実績) (%)
	基準年度(実績)	目標年度(計画)	報告年度(実績)	削減率(実績)				
A 事業所等排出区分	73,797 t	70,653 t	-4.3 %	70,547 t	-4.4 %			
B 輸送車両排出区分	t	t	%	t	%			
C その他排出区分	191,632 t	159,252 t	-16.9 %	172,903 t	-9.8 %			
排出合計	*1 265,429 t	*2 229,905 t	-13.4 %	*4 243,450 t	-8.3 %			

対策等の区分	目標年度(計画)			報告年度(実績)				
	取組量等		(二酸化炭素換算(t))	取組量等		(二酸化炭素換算(t))		
森林の保全及び整備	(整備面積)	ha	(吸収量)	t	(整備面積)	ha	(吸収量)	t
府内産の木材の利用	(利用量)	m ³	(削減量)	t	(利用量)	m ³	(削減量)	t
自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	(発電量)	kwh	(削減量)	t	(発電量)	kwh	(削減量)	t
グリーン電力の購入	(熱供給量)	GJ	(削減量)	t	(熱供給量)	GJ	(削減量)	t
	(購入量)	kwh	(削減量)	t	(購入量)	kwh	(削減量)	t
削減量等合計			*3	t	*5		t	

差引排出量	基準年度(実績)	目標年度(計画)	削減率(計画)	報告年度(実績)	削減率(実績)
(排出合計-削減等合計)	*1 265,429 t	(*)2-(*)3 229,905 t	-13.4 %	(*)4-(*)5 243,450 t	-8.3 %

特記事項 各クリーンセンターでは、省資源、代替エネルギーの確保が求められている中、廃棄物発電による間接的な温室効果ガスの排出抑制を目指しており、計画期間中に発電量を約21% (約3.6万kwh、二酸化炭素約1.4万トン相当) 増加させる。
 平成16年度発電量実績176,582千kwh (二酸化炭素66,748トン相当)
 平成19年度発電量目標213,034千kwh (二酸化炭素80,527トン相当)
 (平成19年度実績)
 発電量実績213,578千kwh (二酸化炭素80,732トン相当)、
 ※対16年度 21.0%増(36,996千kwh、二酸化炭素13,984トン相当)
 ・市役所本庁舎及び消防庁舎では、ゼロ・エミッションを推進し、ごみの分別を徹底し、リサイクル率を95%以上にします。

連絡先	担当部署	
	担当者氏名	
	住所	
	電話番号	
	ファクシミリ番号	

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外の事業者の方はレ印の記入は不要です。
 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度を、「報告年度」とは計画期間のうち、今回報告の対象となる年度をいいます。
 3 「事業所等排出区分」とは京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。
 4 「その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等」の実績については、計画期間中の実績の累計を記入してください。
 (例) グリーン電力の購入による温室効果ガスの削減実績が18年度5トンで19年度10トンの場合、19年度の報告書の実績については18年度と19年度の実績を累計し15トンと記入
 5 「特記事項」には、平成2年度(1990年度)を基準とした排出量の対比やエネルギー原単位CO2排出量、省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達の実施、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。